

愛知県個人情報保護審議会答申の概要

答申第 221 号（諮問第 235 号）

件名：警察安全相談等・苦情取扱票の一部開示決定に関する件

1 開示請求

令和 4 年 11 月 28 日

2 原処分

令和 4 年 12 月 12 日（一部開示決定）

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）は、審査請求人に係る別記の自己情報開示請求について、別表の 1 欄に掲げる部分を不開示とした。

3 審査請求

令和 4 年 12 月 27 日

原処分の取り消しを求める。

4 諮問

令和 5 年 2 月 6 日

5 答申

令和 6 年 3 月 19 日

6 審議会の結論

処分庁が、審査請求人に係る別記の自己情報開示請求について、別表の 1 欄に掲げる部分を不開示としたことは妥当である。

7 審議会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、実施機関の保有する個人情報の開示を請求する個人の権利を明らかにし、もって県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審議会は、自己に関する保有個人情報の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、審査請求人が令和 3 年 9 月〇日付けの告発状等を処分庁宛てに郵送により送付したことで作成された警察安全相談等・苦情取扱票であり、処分庁は、別表の 1 欄に掲げる本件情報 1（以下「本件情報 1」という。同欄に掲げる本件情報 2 以下についても同様とする。）から本件情報 5 までを同表の 2 欄に掲げる

理由により不開示にしている。

(3) 条例第 17 条第 2 号該当性について

ア 条例第 17 条第 2 号は、開示請求者以外の個人の権利利益を保護する観点から、当該開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）が含まれている保有個人情報については、不開示とすることを定めたものであり、併せて当該開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれがある情報が含まれている保有個人情報についても不開示とすることを定めたものである。

そこで、この考え方にに基づき、本件情報 1 から本件情報 3 までの同号該当性について以下検討する。

イ 本件情報 1 について

本件情報 1 は警部補以下の階級にある警察職員の氏名に係る部分であり、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであることから、条例第 17 条第 2 号本文に該当する。

そして、同号ただし書ハは、個人が公務員等である場合において、当該個人に係る情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分は開示することとしているが、この例外として、当該公務員等が規則で定める職にある警察職員である場合にあつては、その職務の特殊性から、氏名を開示することにより、当該警察職員の私生活等に影響を及ぼす可能性が高いことから、当該公務員等の氏名に係る部分を除くこととしている。この氏名を不開示扱いとする警察職員の範囲は、県規則第 8 条により、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある警察職員と規定されていることから、警部補以下の階級にある警察職員の氏名に係る部分は、条例第 17 条第 2 号ただし書ハに該当しない。

さらに、同号ただし書イ及びロに該当しないことは明らかである。

よって、本件情報 1 は、条例第 17 条第 2 号に該当する。

ウ 本件情報 2 について

本件情報 2 は職員番号である。これは、職員の人事、給与、共済事務等に関する広範なデータを管理するため、職員ごとに付与される個人識別番号であり、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであることから、条例第 17 条第 2 号本文に該当する。

そして、同号ただし書イ、ロ及びハに該当しないことは明らかである。

よって、本件情報 2 は、条例第 17 条第 2 号に該当する。

エ 本件情報 3 について

当審議会において本件情報 3 を見分したところ、審査請求人が被疑者と称する人物の氏名が記載されていた。これは、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものと認められることから、条例第 17 条第 2 号本文に該当する。

同号ただし書イでは、法令若しくは条例の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報は例外的に開示することとしている。そして、「慣行として」とは、事実上の慣習としてという意味であり、慣習法として確立していることを要しないものの、事実上の慣習といえるためには、偶然、同種の保有個人情報をも本人が知ることができた例が存在したのみでは足りないといわれている。

上記を踏まえて当審議会でも検討したところ、本件情報 3 は審査請求人が作成した書面に記載された内容であり審査請求人にとっては既知の情報であるが、審査請求人は被疑者と称する人物の氏名を偶然知ることができたに過ぎないことから、慣行として審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報ではないため、同条第 2 号ただし書イには該当しない。

さらに、同号ただし書ロ及びハにも該当しないことは明らかである。

よって、本件情報 3 は、条例第 17 条第 2 号に該当する。

(4) 条例第 17 条第 8 号該当性について

ア 条例第 17 条第 8 号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、開示することにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された保有個人情報は不開示とすることを定めたものである。

そこで、この考え方に基づき、本件情報 4 の同号該当性について以下検討する。

イ 当審議会において本件情報 4 を見分したところ、B 警察署の警察職員に対する内部的な調査を行った結果が記載されていた。

これは、審査請求人からの告発状の受理・不受理の判断のために行った内部的なものであって公表することを前提に行われたものではないことから、これを開示することにより、今後の告訴・告発に関する事務に支障を来すことが想定され、今後の相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、本件情報 4 は、条例第 17 条第 8 号に該当する。

ウ なお、本件情報 4 は、条例第 17 条第 2 号にも該当するとして実施機関は不開示としているが、本件情報 4 は同条第 8 号に該当することから、同条第 2 号該当性を論ずるまでもなく、不開示情報に該当する。

(5) 条例第 44 条該当性について

ア 適用除外について

条例第 44 条は、法令の規定により改正前の個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「旧法」という。）第 5 章第 4 節の開示、訂正及び利用停止の規定が適用されない保有個人情報については、同法との整合性を図る必要があることから、条例第 3 章の自己情報の開示、訂正及び利用停止の規定を適用しないことを定めたものである。

そして、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 53 条の 2 第 2 項に規定する訴訟に関する書類及び旧法第 122 条第 1 項に規定する刑の執行等に係る保有個人情報については、旧法第 5 章第 4 節の規定は適用しないとされているため、条例第 3 章の規定は適用しないこととなる。

イ 訴訟に関する書類について

刑事訴訟法第 53 条の 2 第 2 項に規定する訴訟に関する書類とは、同法第 47 条に規定する訴訟に関する書類と同一であり、被疑事件又は被告事件に関して作成し、又は取得された書類をいい、不起訴記録や不提出記録を含むものであって、裁判所で作成される判決書や証人尋問調書等及び検察官、弁護人から公判に提出された証拠書類のほか、捜査段階で作成又は取得される捜査書類をも含むと解される。

本件情報 5 のうち告発状は、刑事訴訟法第 53 条の 2 第 2 項における訴訟に関する書類であることから、法令の規定により旧法第 5 章第 4 節の規定が適用されない保有個人情報であって、条例第 44 条により条例第 3 章の自己情報の開示、訂正及び利用停止の規定が適用されないものであると認められる。

ウ 刑の執行等に係る保有個人情報について

旧法第 122 条第 1 項に規定する刑の執行等に係る保有個人情報とは、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報であり、個人の前科、逮捕歴、勾留歴等を示す情報を含むと解される。

当審議会で本件情報 5 のうち告発状以外の部分を見分したところ、旧法第 122 条第 1 項に規定する刑の執行等に係る保有個人情報であることが認められた。

よって、法令の規定により旧法第 5 章第 4 節の規定が適用されない保有個人情報であって、条例第 44 条により条例第 3 章の自己情報の開示、訂正及び利用停止の規定が適用されないものである。

(6) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(7) まとめ

以上により、「6 審議会の結論」のとおり判断する。

別記

私が告発状を令和3年9月頃に愛知県警察本部に郵送したことで、作成された警察安全相談等・苦情取扱票（請求日現在、愛知県警察本部刑事総務課で保管するもの）

別表

1 開示しないこととした部分	2 開示しないこととした根拠規定
【本件情報1】 警部補以下の階級にある警察職員の氏名に係る部分	条例第17条第2号
【本件情報2】 職員番号	条例第17条第2号
【本件情報3】 審査請求人が作成した書面に記載されている、開示請求者以外の第三者に関する情報が記載された部分	条例第17条第2号
【本件情報4】 申出の要旨及び受理時における取扱状況に記載されている、開示請求者以外の第三者に関する情報が記載された部分	条例第17条第2号及び第8号
【本件情報5】 適用除外情報	条例第44条